

八尾市河川水路整備方針 概要版

背景と目的

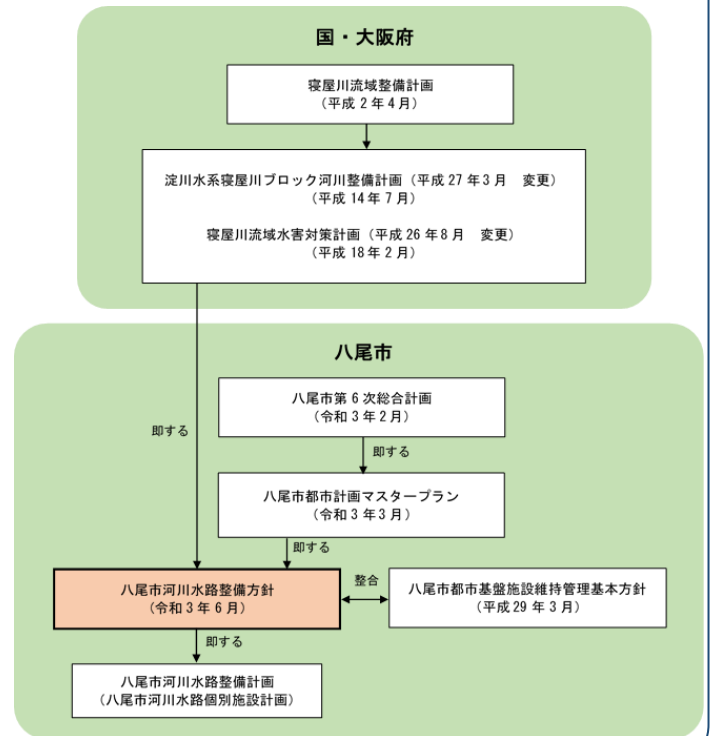
本市が属する寝屋川流域では、これまでの総合的な治水対策の取り組みにより、浸水被害は大きく減少しましたが、近年、全国各地で施設能力を上回る自然災害が発生しており、引き続き被害の防止・軽減を図るための事前防災への取り組みを進めていく必要があります。

本市においても、平成30年7月の西日本豪雨では、特に東部山麓地域（外水域）を中心に広範囲で浸水被害が発生しました。

この地域の河川・水路は、部分的に雨水排水能力が不足している箇所や、護岸が老朽化している箇所があり、順次、雨水排水の能力アップや、老朽護岸の改修を図る取り組みを進めていく必要があります。

本方針は、寝屋川流域における総合的な治水対策を今後も引き続き進めながら、東部山麓地域の治水安全度の向上を図る取り組みを進めるための整備の優先度や整備手法及び、本市の河川水路施設の性質や課題に応じた適切な維持管理手法における基本的な考え方を示すものであります。

＜本方針の位置付け＞

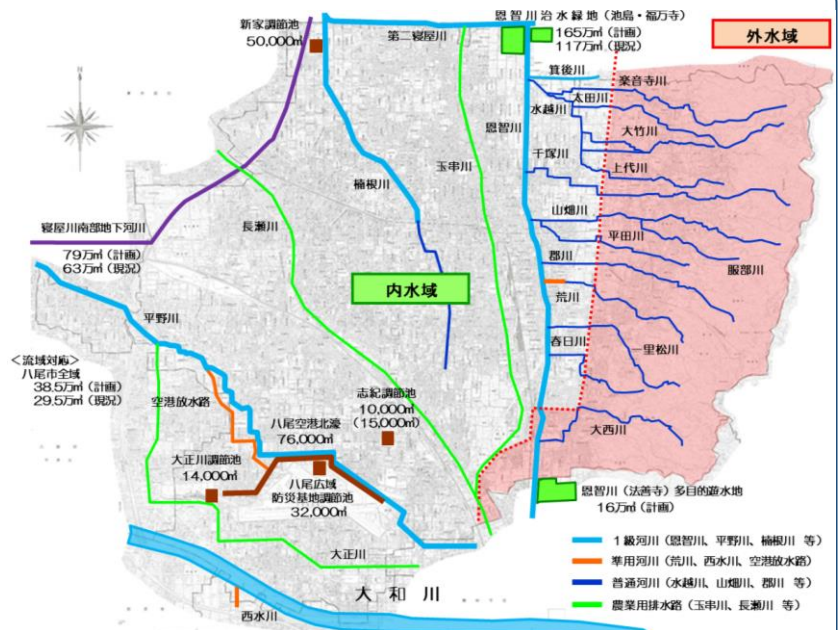


現状と課題

現 状

本市が属する寝屋川流域は、大部分が低平地であり、流域の約3/4は、雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」となっており、極めて厳しい治水環境となっています。

こうした厳しい地形条件のなか、流域住民の暮らしを洪水から守るため、国・大阪府・流域関係11市が協力し、昭和32年6月に八尾市で記録した、戦後最大実績降雨（時間最大雨量62.9mm/h、24時間雨量311.2mm）を治水目標に、河川、遊水地、地下河川、貯留施設等の整備を進め、河川と下水道と流域が一体となった総合的な治水対策に取り組んでいます。



＜八尾市内の主要河川、遊水池、流域調節池、地下河川等＞

課 題

- ・東部山麓地域の下水道整備は、大部分が分流式の污水整備のみで、雨水については、既存の河川・水路による排水となっています。
- ・(旧)国道 170 号より下流側（内水域）については、1/10 確率（50mm 程度）に対する改修は概ね完了していますが、一部、流下能力が不足する区間が残っています。
- ・(旧)国道 170 号より上流側（外水域）については、部分的に雨水排水能力が不足している箇所や、護岸が老朽化している箇所があります。また、住宅が密集している区間や暗渠構造となっている箇所が多く、河道拡幅等、抜本的な改修は極めて困難な状況であります。
- ・市内の管理河川・水路等については、整備後、相当年数が経過し、多くの施設で老朽化が進行しています。
- ・これまでパトロールや市民からの要望・通報を受けて補修・修繕を行う対症療法的な維持管理を実施してきましたが、今後は、施設毎に適切な維持管理手法を設定し、持続可能な維持管理・更新（メンテナンス）を進めていく必要があります。

＜今後の治水対策、老朽化対策を進めていく上での課題＞

- ・東部山麓地域の治水安全度の向上
- ・ため池を活用した新たな治水手法の検討
- ・市内の管理河川・水路、その他施設の老朽化対策
- ・施設毎の特性を踏まえた維持管理手法の確立

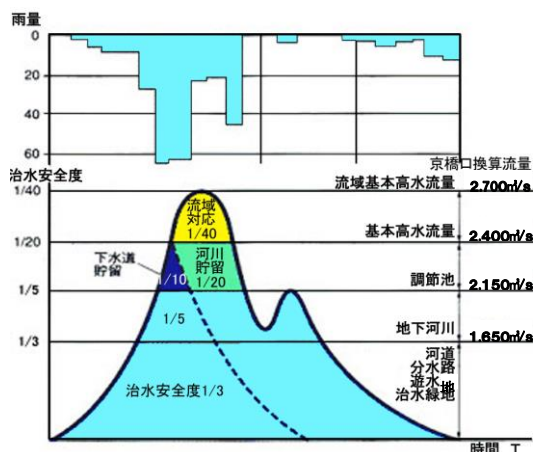
基本方針 ～ これからの河川整備 3つの柱 ～

1. 寝屋川流域における総合的な治水対策の推進

- ・国・大阪府・流域関係 11 市が協力し、「河道改修」だけではなく、治水緑地や流域調節池などの「貯留施設」、地下河川等の「放流施設」の整備促進を図っていくほか、流域自治体として、公共下水道の整備や、学校、公園、公共施設、民間開発等による「雨水流出抑制施設」等の継続的な整備を進めていきます。
- ・特に、校庭貯留については、実施可能な学校施設が残り少なくなっており、ため池を活用した治水対策など、新たな治水手法の検討を進めていきます。



＜寝屋川流域と八尾市の位置図＞



＜「寝屋川流域水害対策計画」における計画流量と施設分担計画＞

＜校庭貯留＞



2. 準用河川・普通河川の整備

- ・(旧)国道 170 号より下流側（内水域）については、排水能力が不足している区間を、流出先である恩智川の改修工事に合わせて流下能力の向上を図る必要があり、上下流の治水安全度のバランスを確認しつつ、段階的かつ着実な整備を進めていきます。
- ・(旧)国道 170 号より上流側（外水域）については、住宅が密集している区間や暗渠構造になっている箇所が多く、河道拡幅等の抜本的な改修が困難な区間となっていますので、現地状況を勘案し、河道の流下能力を極力向上するための対策を行うとともに、ため池を活用した貯留施設を整備するなど、流域全体で治水安全度の向上を図っていきます。

＜河川の改修＞



＜ため池貯留＞



3. 河川・水路・その他施設の老朽化対策

- ・施設毎に、損傷した場合の影響、ライフサイクルコスト、及び施設の構造特性等を踏まえて、「予防保全型」、「事後保全型」、「時間管理型」及び「観察型」に区分し、持続可能な維持管理・更新（メンテナンス）を進めていきます。
- ・住宅が密集している区間を流下する準用河川や普通河川等、施設が損傷した場合の市民生活への影響が大きい施設については、「予防保全型」の維持管理手法を導入し、その他の河川・水路については、損傷により機能が発揮できなくなった時点で補修等を行う「事後保全型」や「観察型」での維持管理を行います。
- ・ポンプ施設等の機械設備については、施設の状態にかかわらず、設定した時間の経過によって更新・交換する「時間管理型」の維持管理を行うとともに、特にその影響が大きな施設については、「予防保全型」の維持管理を行うなどの対策を講じていきます。

＜柵渠の改修＞



河川整備の進め方

1. 推進体制の構築

- ・流域住民の暮らしを洪水から守るため、国、大阪府、流域関係 11 市が協力し、新たな治水施設の建設や流域対策など、河川と下水道と流域が一体となった総合的な治水対策に取り組んでいきます。
- ・本方針に基づく継続的な取り組みを進めていくため、所管毎に管理、運営している関係部局による治水関連の課題確認や情報共有を目的とした庁内推進体制を通じ、PDCAサイクルによる評価・検証による改善・充実を図り、効率的・効果的な治水対策を進めていきます。

2. 河川整備計画（個別施設計画）の策定

- ・寝屋川流域における総合的な治水対策を今後も引き続き進めていくとともに、特に東部山麓地域の治水安全度の向上を図る取り組みを進めるための、河川毎の整備の優先度や整備手法、維持管理手法の基本的な考え方を示すことにより、事業の効率化を図るための河川整備計画を策定します。

- ・計画的な維持管理を進めるにあたり、点検や劣化予測により、施設毎の重要度（安全性、快適性、機能停止の影響）や経済合理性（早期対応の経済性：ライフサイクルコストの縮減）によって導入効果を見極め、施設毎に個別施設計画を作成します。
- ・想定する維持管理手法としては、計画的な維持管理手法である「予防保全型」、「事後保全型」、「時間管理型」のほか、従来の対症療法的な維持管理手法である「観察型」の計 4 種類の考え方により、管理区分の見直しや細分化を行います。
- ・将来的に必要な補修・更新等に要する費用を算出するとともに、これらの費用の平準化・低減等について検討し、健全性の将来予測が困難な施設については、過去の補修・更新等の実績や法定耐用年数等から補修・更新等に要する費用を算出するなど、少なくとも計画期間と総額費用を定めた計画策定に努めます。

＜計画の策定ポイント＞

- ・河川毎の優先度や整備手法、維持管理手法を定めた河川整備計画を策定
- ・施設毎の重要度や経済合理性による維持管理を進めていくための個別施設計画を策定
- ・「予防保全型」、「事後保全型」、「時間管理型」、「観察型」による維持管理手法を選定
- ・将来的な補修・更新等に要する費用の算出

3. 整備優先度の設定

整備の優先度は、以下の5項目について評価を行い、これらの総合評価に基づいて優先度を設定します。

①浸水履歴

過去の「浸水被害の回数」、「浸水の規模」を指標とし、回数が多い、規模が大きい河川ほど整備優先度を高く判定します。（浸水の規模は床下浸水または床上浸水の有無で判定します。）

②浸水被害の想定

浸水解析により各河川の想定浸水区域図を作成し、区域内の「被害額」が大きい河川ほど整備優先度を高く判定します。

③流下能力の達成率

現況河川の流下能力の低い区間ほど整備優先度を高く判定します。

④背後地の特性

「流域面積」、「河道の構造」、想定浸水区域の「防災拠点の有無」、「重要路線との交差」、「重要施設の有無」、「人口の密集状況」、「低地の有無」等を指標とし、浸水被害が発生した場合の影響が大きい河川ほど整備優先度を高く判定します。

⑤事業効果の早期発現

「事業費の大小」、「施工の難易度」、「用地取得の有無」、「関連事業の有無」を指標とし、事業効果が早期に発現できる河川ほど整備優先度を高く判定します。

